

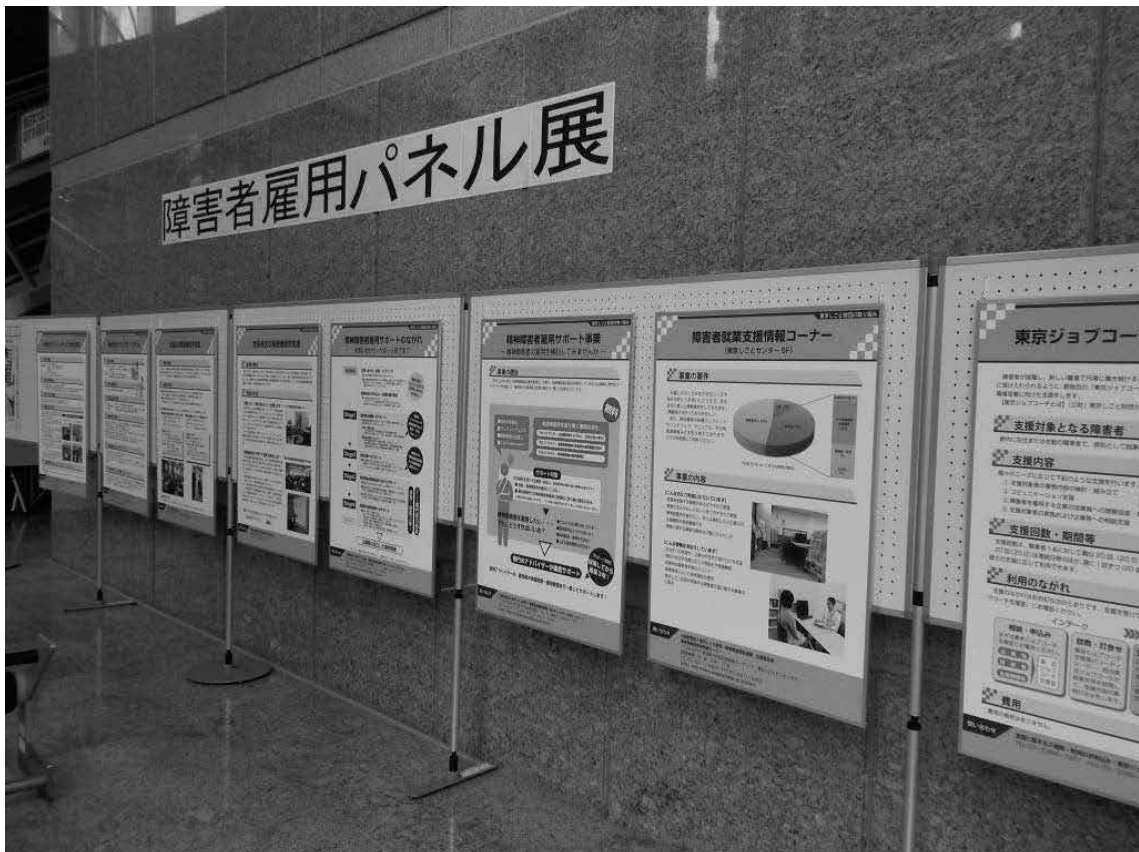
行動13

「障害者雇用支援月間」「障害者週間」等でのPRを充実します。

障害者雇用支援月間（9月）、障害者週間（12月3日～9日）において、メディアに本行動宣言のPRや企業の求人広告を掲載していきます。

また、その期間に、各種イベントなどを「障害者雇用促進キャンペーン」として実施するとともに、広報東京都、ポスター、車内つり広告等でPRしていきます。

【東京しごと財団 障害者雇用パネル展】



(東京都、東京しごと財団)

行動13を具体化する事業

事業名・事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度の取組と事業目標	担当
<p>13-1 障害者雇用支援月間(9月)における情報発信関係事業</p> <p>企業・都民の皆様に向けて、障害者雇用の機運醸成と障害者雇用支援のためシンポジウム等普及啓発事業を実施する。</p>	<p>パネル展示 9/1～9/30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子をパネルやビデオで紹介</p> <p>シンポジウム 9月14日 テーマ「地域で支える障害者の雇用と就労」</p> <p>パンの販売会 9月14日 障害者が働いているペーカリーによる出張販売</p>	<p>パネル展示 9/1～9/30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子をパネルやビデオで紹介</p> <p>シンポジウム 9月25日 テーマ「地域で支える障害者の雇用と就労」</p> <p>パンの販売会 9月25日 障害者が働いているペーカリーによる出張販売</p>	<p>パネル展示 9/1～9/30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子をパネルやビデオで紹介</p> <p>パンの販売会 9月6日・19日・26日 障害者が働いているペーカリーによる出張販売</p>	<p>パネル展示を9月に予定</p>	<p>【事業所管】 東京都 東京しごと財団</p>
<p>13-2 障害者週間におけるPRの実施</p> <p>障害者週間のPR用ポスターに障害者の就労支援の内容を盛り込むなど、障害者への普及啓発を行う。</p>	<p>広く障害者問題に関する普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」 ・障害者の法律（福祉）特別電話相談 ・啓発ポスターの掲示 ・東京都障害者福祉交流セミナー「超高齢社会における障害者と家族」 ～「8050」「老障介護」で孤立する家族を地域でどう支えるか～ 	<p>広く障害者問題に関する普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」 ・障害者の法律（福祉）特別電話相談 ・啓発ポスターの掲示 ・テレビ朝日「東京サイト」に情報提供 ・東京都障害者福祉交流セミナー「地域移行・地域生活のリアルとハウツー」 ～障がいのある人が地域で安心して暮らすために～ 	<p>広く障害者問題に関する普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」 ・障害者の法律（福祉）特別電話相談 ・啓発ポスターの掲示 	<p>障害者週間中の機会を捉えて、就労支援に係る内容を盛り込み、効果的な普及啓発を図っていく。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>

行動14

障害者雇用好事例や職場で配慮すべき事項を紹介します。

これまでも関係機関等により、障害者雇用好事例集を発行してきましたが、それをさらに充実していきます。

また、障害者雇用に当たっての留意点のほか、雇用支援制度や地域の関係機関を紹介する「障害者雇用促進ハンドブック」を広く配布していきます。

これらを通して、障害特性や就労上配慮すべき事項地域の就労支援機関の支援状況などを紹介し、企業が障害者雇用にさらに積極的に取り組めるよう支援していきます。



【主な内容】

- 障害者の雇用状況
- 障害者に関する法律
- 障害者を雇用する際の配慮事項
- 障害者雇用に関する制度等
- 障害者雇用に関する制度を活用した事例
- 障害者を支援する様々な機関

(東京都)

行動14を具体化する事業

事業名・事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度の取組と事業目標	担当
14-1 学校PR～企業向けDVDの作成の推進 各企業の障害者雇用に対する理解啓発や企業開拓時のプレゼンテーションに活用するため、卒業生の就労先での活躍の様子等を盛り込んだDVDを作成し活用する。	各校進路担当者の企業開拓活動に活用し、各企業のインターンシップの受入れや障害者雇用に対する理解促進を図った。東京都教育委員会による企業向けセミナーや、個別の企業開拓において活用し、各企業のインターンシップの受入れや障害者雇用に対する理解促進を図った。	各校の進路担当者の企業開拓ツールとして活用し、各企業の特別支援学校に対する理解や障害者雇用の理解の促進を図ることができた。	各校の進路担当者の企業開拓ツールとして活用し、各企業の特別支援学校に対する理解や障害者雇用の理解の促進を図ることができた。	各校の進路担当者の企業開拓のツールとして活用する。 東京都教育委員会の企業開拓のツールとして活用する。	【事業所管】 東京都教育委員会
14-2 障害者雇用促進ハンドブックの作成・配布 障害者雇用に当たっての留意点の他、雇用支援制度や地域の関係機関を紹介する「障害者雇用促進ハンドブック」を作成し、関係機関等に広く配布する。	30000部作成	30000部作成	30000部作成	30000部作成し、関係機関等に配布することで、障害者雇用の促進を図る。	【事業所管】 東京都
14-3 障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業の表彰 【要件】 ①基本要件：当該年度及び過去1年間の法定雇用率の達成、過去3年間労働関係法令違反無し等 ②必須要件：ソーシャルファーム的な取組の実施 【応募】公募方式 【選考方法】書類審査、訪問審査、選定委員会の開催 【表彰】5社程度表彰、表彰式の開催、受賞企業の取組事例集作成	○応募企業数：12社 ○受賞企業数：5社 ○表彰式参加者数：258名	○応募企業数：10社 ○受賞企業数：6社 ○表彰式参加者数：326名	○応募企業数：18社 ○受賞企業数：5社 ○表彰式参加者数：450名	事業の周知を図り、企業を公募する。書類審査、訪問審査、選定委員会を開催して、5社程度受賞企業を選定する。表彰式にて受賞企業の知事表彰を行う。受賞企業の障害者雇用の取組について、事例集を作成して、広く普及啓発を図る。	【事業所管】 東京都
14-4 精神障害者の就業促進啓発 これから精神障害者を雇用する企業向けに、精神障害者雇用に関する分かりやすいミニハンドブックの作成と、社内で精神障害者の雇用に関して理解を深めることができるように精神障害者の雇用におけるポイントと雇用事例を紹介するDVDを作成する。	令和元年度 新規事業		5000部作成	5000部作成し、配布することで、企業の精神障害者雇用の促進を図る。	【事業所管】 東京都

視点7 中小企業の障害者雇用をサポート

行動15 中小企業に対し雇用ノウハウ等を提供します。

中小企業団体をはじめとする関係機関と密接に連携しながら、中小企業への雇用支援策を推進し、中小企業における雇用促進を図っていきます。

○東京都中小企業団体中央会の取組

東京都中小企業団体中央会は、講習会をはじめ情報誌やパンフレット、ホームページ等を活用し、障害者雇用促進に向けた普及・啓発を図っていきます。

○東京ジョブコーチ支援事業等の推進

東京都独自の「東京ジョブコーチ」を養成し、初めて障害者を雇用する中小企業等に出向いて支援を行うなど、障害者の職場定着を図ります。

○総合コーディネート事業の推進

東京しごと財団が、総合コーディネート事業の一環として、企業合同説明会、企業向け普及啓発セミナー、障害者雇用企業見学会等を実施しており、それらを通じて、中小企業における障害者の雇用促進を図ります。

(東京しごと財団、東京都中小企業団体中央会)

行動15を具体化する事業

事業名・事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度の取組と事業目標	担当
15-1 事業協同組合の活用による中小企業における障害者雇用創出に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）東京しごと財団との共催による「中小企業経営者向け障害者雇用啓発セミナー」を開催し、中小企業における障害者雇用の創出を促進。（出席者20名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）東京しごと財団との共催による「中小企業経営者向け障害者雇用啓発セミナー」を開催し、中小企業における障害者雇用の創出を促進。（出席者42名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）東京しごと財団との共催による「中小企業経営者向け障害者雇用啓発セミナー」を開催し、中小企業における障害者雇用の創出を促進。（出席者30名） 	東京都障害者就労支援協議会構成機関と連携しながら、事業協同組合等を通じて中小企業における障害者雇用の理解促進及び関係法令、各種障害者支援施策の周知を図る。	【事業所管】 東京都中小企業団体中央会
15-2 東京ジョブコーチ支援事業の推進【再掲】 都独自の東京ジョブコーチを養成し、職場定着を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ○東京ジョブコーチ数：69名（平成29年度末時点） ○支援開始数：781件 ○稼働延日数：7,314日 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京ジョブコーチ数：75名（平成30年度末時点） ○支援開始数：800件 ○稼働延日数：7,223日 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京ジョブコーチ数：76名（令和元年度末時点） ○支援開始数：803件 ○稼働延日数：7,126日 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京ジョブコーチ登録数：77名 ○支援目標：800件 	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
15-3 総合コーディネート事業の推進【再掲】 職業訓練から雇用就業に結びつけるコーディネート機能を駆使して、関係機関と連携し、企業合同説明会や相談会、普及啓発セミナーなど障害者の一般就労に受けた事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就労支援機関との意見交換会 年2回 (2) 普及啓発セミナー（企業向け） 年5回 (3) 求職者と就職者の交流会 年2回 (4) 就業総合相談会 年4回 (5) 保護者向けセミナー 年2回 (6) 職場体験実習への保険料補助 年2,202件 (7) 職場体験実習面談会 年8回 (8) 職場体験実習ミニ面談会 年5回 (9) 職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年101件 (10) 障害者就活セミナー 年6回 (11) 障害者雇用実務講座・知識ノウハウ習得コース 年3回 (12) 実践演習コース 年2回 (12) 精神障害者雇用サポート事業 新規年31社 (13) 障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就労支援機関との意見交換会 年2回 (2) 普及啓発セミナー（企業向け） 年2回 (3) 特例子会社セミナー 年1回 (4) 就業総合相談会 年4回 (5) 保護者向けセミナー 年2回 (6) 医療機関向けセミナー 年1回 (7) 職場体験実習への保険料補助 年2,540件 (8) 職場体験実習面談会 年8回 (9) 職場体験実習ミニ面談会 年4回 (10) 職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 104件 (11) 障害者就活セミナー 年6回 (12) 障害者雇用実務講座 年6回 (13) 企業見学支援事業 年351件 (14) 精神障害者雇用サポート事業 新規年38社 (15) 障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就労支援機関との意見交換会 年2回 (2) 普及啓発セミナー（企業向け） 年2回 (3) 特例子会社セミナー 年1回 (4) 就業総合相談会 年3回 (5) 保護者向けセミナー 年1回 (6) 医療機関向けセミナー 年1回 (7) 職場体験実習への保険料補助 年2,544件 (8) 職場体験実習面談会 年7回 (9) 職場体験実習ミニ面談会 年4回 (10) 職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 37件 (11) 障害者就活セミナー 年8回 (12) 障害者雇用実務講座 年6回 (13) 企業見学支援事業 年539件 (14) 精神障害者雇用サポート事業 新規年30社 (15) 障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就労支援機関との意見交換会 年2回 (2) 普及啓発セミナー（企業向け） 年2回 (3) 特例子会社セミナー 年1回 (4) 就業総合相談会 年4回 (5) 保護者向けセミナー 年2回 (6) 医療機関向けセミナー 年1回 (7) 職場体験実習への保険料補助 年2,000件 (8) 職場体験実習面談会 年8回 (9) 職場体験実習ミニ面談会 年4回 (10) 職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 75件 (11) 障害者就活セミナー 年8回 (12) 障害者雇用実務講座 年6回 (13) 企業見学支援事業 年240件 (14) 障害者雇用ナビゲート事業 新規年60社 (15) 大学等と連携したセミナー 年2回 (16) 障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他 	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
15-4 中小企業障害者雇用応援連携事業 東京都、東京しごと財団、国（東京労働局・ハローワーク）、都内障害者就労支援機関が連携し、企業支援連絡会を開催のうえ、都内障害者就労支援機関に配置した障害者雇用支援員により、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業を個別訪問、企業ニーズに応じた情報提供支援メニューの提案等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用支援連絡会の開催（年3回） ○障害者雇用支援員による支援対象企業年間 886社 延べ訪問件数1,017件 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用支援連絡会の開催（年3回） ○障害者雇用支援員による支援対象企業年間 829社 延べ訪問件数1,002件 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用支援連絡会の開催（年3回） ○障害者雇用支援員による支援対象企業年間 732社 延べ訪問件数 958件 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用支援連絡会の開催（年3回） ○障害者雇用支援員による目標支援対象企業年間 900社 	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団

行動15を具体化する事業

事業名・事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度の 取組と事業目標	担当
15-5 職場内障害者サポーター事業 企業における自立的な障害者支援を推進するため、企業の人事担当者や障害者と共に働く社員に対し、障害者支援のノウハウを学べる養成講座を実施する。講座修了者が職場内障害者サポーターとして6か月間の障害者支援を行うとともに、フォローアップ研修を修了した場合、奨励金を支給する。 【支給額（1事業所当たり）】 中小企業：24万円 大企業・特例子会社：12万円	養成講座 受講者323人	養成講座 受講者数362人	養成講座 受講者数375人	養成講座 受講者数500人 (規模増)	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
15-6 障害者雇用促進支援事業 ビジネスとの両立を図りながら障害者雇用の拡大等に取り組む企業に対して、障害者の雇用環境整備の支援及び経営支援を行うとともに、資金調達及び障害者の能力開発の支援等を行う。	30年度 新規事業	支援企業 2社	支援企業 2社	支援企業 3~5社	【事業所管】 東京都
15-7 短時間就業支援事業 中小企業における障害者雇用の促進を図るため、現時点では週20時間以上の就労が困難な障害者に対し、就業場所の提供と将来の週20時間以上の就労に向けたきっかけづくりのため、職場体験実習のモデル事業を実施する。		令和元年度 新規事業	支援企業 5社	事業周知を行い事業の活用を促し、中小企業における障害者雇用の促進を図る。 支援企業 8~15社	【事業所管】 東京都

行動16

中小企業の雇用に向けた取組を促進します。

国の助成制度に加え都独自の賃金助成を行い、中小企業における障害者の雇用促進定着を図ります。

また、障害者を多数雇用している企業の登録を募り、シンボルマークの作成、ホームページでの紹介等により、その取組を東京都が広く周知することで、中小企業における障害者雇用の取組を進めていきます。

(東京労働局、東京都)

行動16を具体化する事業

事業名・事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度の取組と事業目標	担当
16-1 中小企業障害者雇用支援助成事業 国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コースまたは発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）受給満了後、中小企業に対して、最大3年間の真金助成を行う。（就業場所が都内、「特開金」満了後も引き続き雇用継続が条件。） 【給付内容】 ・重度障害者 月額5万円(定額) ・重度以外 月額3万円(定額) ・訪問相談員による相談支援	支給決定件数：627件	支給決定件数：369件	支給決定件数：499件	○中小企業事業主に制度を周知し、本助成金の活用を促進することで、障害者の職場定着を図る。	【事業所管】 東京都
16-2 障害者安定雇用奨励事業 障害者や難病患者の安定雇用と処遇改善に取り組む事業主に対して、奨励金を支給する。 障害者等を正規雇用や無期雇用で採用した場合に支給する「雇入れ奨励金」、有期雇用から、正規雇用や無期雇用へ転換した場合に支給する「転換奨励金」の2種類がある。 【支給金額】 障害者等一人あたり150万円(大企業は100万円) 上記に加え、精神障害者を雇入れ又は転換した場合は30万円加算	支給決定数：202件	支給決定件数：187件	支給決定数：177件	○都内企業やハローワーク、障害者就労支援機関等に対し、事業の積極的な周知を行い、利用促進を図る。 ○事業主向け説明会や車両広告等を行い、要件の変更点を中心に周知を行う。	【事業所管】 東京都
16-3 難病・がん患者就業支援奨励事業 難病やがん患者の治療と仕事の両立に向けて積極的に取り組む事業主に対して、奨励金を支給する。 難病やがん患者を、治療と仕事の両立に配慮して、新たに雇入れ、就業継続に必要な支援を行う事業主に支給する「採用奨励金」と難病やがんの発症等により休職した労働者を、治療と仕事の両立に配慮して復職させ、就業継続に必要な支援を行う中小企業事業主に支給する「雇用継続助成金」の2種類がある。 【支給金額】 ・週所定労働時間20時間以上：60万円/人 ・週所定労働時間10時間以上20時間未満：40万円/人 上記に併せて、治療と仕事の両立に配慮した制度導入で、最大30万円を加算	支給決定数：10件 ・採用奨励金 6件 ・雇用継続助成金 4件	支給決定件数：23件 ・採用奨励金 7件 ・雇用継続助成金 16件	支給決定数：67件 ・採用奨励金 20件 ・雇用継続助成金 47件	○都内企業やハローワーク、障害者就労支援機関等に対し、積極的に事業の周知を行い、利用促進を図る。 ○事業主向け説明会や車両広告等を行い、要件の変更点を中心に周知を行う。	【事業所管】 東京都

行動16を具体化する事業

事業名・事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度の取組と事業目標	担当
16-4 障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業の表彰【再掲】 【要件】 ①基本要件：当該年度及び過去1年間の法定雇用率の達成、過去3年間労働関係法令違反無し等 ②必須要件：ソーシャルファーム的な取組の実施 【応募】 公募方式 【選考方法】 書類審査、訪問審査、選定委員会の開催 【表彰】 5社程度表彰、表彰式の実施、受賞企業の取組事例集作成	○応募企業数：12社 ○受賞企業数：5社 ○表彰式参加者数：258名	○応募企業数：10社 ○受賞企業数：6社 ○表彰式参加者数：326名	○応募企業数：18社 ○受賞企業数：5社 ○表彰式参加者数：450名	事業の周知を図り、企業を公募する。書類審査、訪問審査、選定委員会を開催して、5社程度受賞企業を選定する。表彰式にて受賞企業の知事表彰を行う。受賞企業の障害者雇用の取組について、事例集を作成して、広く普及啓発を図る。	【事業所管】 東京都
16-5 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発コース）の活用 身体・知的障害者 2年 135万円→120万円 重度又は45歳以上の身体・知的障害者、精神障害者 3年 240万円 短時間労働 2年 90万円→80万円 ※支給金額は、中小企業事業主	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 支給決定件数：7,980件	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 支給決定件数：11,621件	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 支給決定件数：10,731件	事業主に周知し、活用を促すことで障害者雇用の促進を図る。特に、中小企業事業主に対しては、助成金額及び助成機関が拡充されていることを周知し活用を促す。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
16-6 トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）の活用 障害者を一定期間雇用することで適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進し障害者の雇用を創出する。 障害者トライアル雇用の場合：月4万円、障害者短時間トライアル雇用の場合：月2万円	支給決定件数：障害者トライアルコース587件、障害者短時間トライアルコース14件 平成29年度よりトライアル雇用助成金に統合 労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載	支給決定件数：障害者トライアルコース669件、障害者短時間トライアルコース17件 労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載	支給決定件数：障害者トライアルコース644件、障害者短時間トライアルコース22件 労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載	事業主に周知し、活用を促すことで障害者雇用の促進を図る。特に、中小企業事業主に対しては、助成金額及び助成機関が拡充されていることを周知し活用を促す。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
16-7 特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）の活用 雇用経験のない中小企業が、雇用率制度の対象となる障害者を初めて雇用し、法定雇用率を達成した場合、120万円を支給する。	支給決定件数：8件 平成29年度より特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）に統合 労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載	支給決定件数：7件 労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載	支給決定件数：7件 労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載	中小企業事業主に周知を図り、助成金を活用して、障害者の雇用経験が無い中小企業が障害者の雇用に踏み出せるよう支援する	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局

行動16を具体化する事業

事業名・事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度の 取組と事業目標	担当
<p>● 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の活用</p> <p>中小企業事業主が障害者を10人以上雇用し、障害者の雇い入れに必要な施設や設備などを設置・整備した場合に、それらにかかった費用の一部を助成する。</p>	<p>受給資格認定 申請件数 : 1件 支給決定件数 : 1件</p> <p>企業向けの各種雇用支援セミナー、ハローワーク窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨、関係機関等への周知、あらゆる機会を通じて制度を周知。</p>	<p>受給資格認定 申請件数 : 1件 支給決定件数 : 1件</p> <p>企業向けの各種雇用支援セミナー、ハローワーク窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨、関係機関等への周知、あらゆる機会を通じて制度を周知。</p>	/	/	<p>【事業所管】 東京労働局</p> <p>【実施主体】 ハローワーク 東京労働局</p>
<p>16-8 障害者雇用促進支援事業【再掲】</p> <p>ビジネスとの両立を図りながら障害者雇用の拡大等に取り組む企業に対して、障害者の雇用環境整備の支援及び経営支援を行うとともに、資金調達及び障害者の能力開発の支援等を行う。</p>	30年度 新規事業	支援企業 2社	支援企業 2社	支援企業 3~5社	<p>【事業所管】 東京都</p>

視点8 法定雇用率達成を目指す

行動17 企業等への法定雇用率達成に向けた指導・支援を強化します。

○指導基準に基づいた厳正な指導

東京における企業指導が全国の障害者雇用に大きな影響を及ぼすことも踏まえながら、大企業に対する厳正な指導を徹底するとともに、中小企業にも重点を置いて、ハローワークの所長によるトップ指導など効果的な指導を展開していきます。

○企業の雇用課題に応じた支援

業種や規模、雇用実績の有無等を踏まえ、個々の企業が抱える課題に応じて具体的な取組みを提案しながら、効果的な支援を行っていきます。

また、企業の雇用好事例を紹介するセミナーや企業の見学会、就職面接会・ミニ面接会・企業グループ面接会などを開催し、障害者に対する理解を促進し、直接出会える機会を提供します。

○公的機関に対する指導

法定雇用率未達成の公的機関に対して、速やかに雇用率を達成するよう指導を強化します。

(東京労働局)

行動17を具体化する事業

事業名・事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度の 取組と事業目標	担当
17-1 基準に基づいた指導 大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業にも重点を置いて、指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導を展開する。	指導件数：33,585件 企業名公表： 0社	指導件数：31,245件 企業名公表： 0社	指導件数：35,013件 企業名公表： 0社	大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業にも重点を置いて、指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導を展開する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
17-2 企業の雇用課題に対応した支援 個々の企業が抱える課題・ニーズに対応した提案を行い、障害者の採用に向けた具体的な行動を起こせるよう支援を展開する。	指導件数：33,585件 企業名公表： 0社	指導件数：31,245件 企業名公表： 0社	指導件数：35,013件 企業名公表： 0社	大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業にも重点を置いて、指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導を展開する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局

視点9 公的機関も雇用機会拡大へチャレンジ

行動18 都庁でのチャレンジ雇用を拡充します。

東京都は、障害者を1,126.5人雇用しています（雇用率2.87%）。

東京都教育委員会は、障害者を910.5人雇用していますが、実雇用率は1.90%（法定雇用率2.4%）と法定雇用率に達しておらず、引き続き雇用の拡充を進めていきます。（令和元年6月1日時点）

また、平成20年度から、知的障害者や精神障害者のチャレンジ雇用を実施しています。都庁において、知的障害者や精神障害者を短期間雇用し、その業務経験を踏まえて、一般企業への就職の実現を図ります。

今後、都庁のチャレンジ雇用のこれまでの実施状況を踏まえ、さらなる充実に取り組んでいくとともに、都内の区市町村等でもチャレンジ雇用を促進していきます。

【「東京チャレンジオフィス」チャレンジ雇用就労員（会計年度任用職員）の声】

○私たちは、障害者就労支援協議会の仕事に携わらせていただきました。普段は関わることがない仕事だったので、一般就労に向けて、良い経験になりました。

協議会では、会場の設営、資料の準備、参加者の受付、資料のお渡しなどの仕事を行いました。各支援機関の方が来場され、お名前をお伺いし、リストの中から見つけるのが少し大変でしたが、間違いがないように気を付けて受付を行いました。とても緊張しましたが、良い緊張感で取り組みました。また、支援員さんや担当職員と一緒に、協力して同じ仕事を行うことで、コミュニケーションの大切さを改めて確認できました。そして、指摘して下さったことや良い部分を認めて下さったことに感謝しています。今後仕事をしていく上で、この経験を活かしたいと思います。（令和2年度）

（東京都）

行動18を具体化する事業

事業名・事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度の 取組と事業目標	担当
18-1 教育委員会の一一般の雇用の拡充 障害者雇用の拡充に向けた方策について検討を進める。	960.5名 (29.6.1現在)	929.5名 (30.6.1現在)	910.5名 (R1.6.1現在)	教育委員会版チャレンジ雇用を引き続き実施するほか、平成30年に創設した「教育事務サポーター」（一般就労を目的とする会計年度任用職員）の雇用を進めていく。また会計年度任用職員から正規職員にステップアップすることを可能とする新たな雇用の枠組みについて検討する。	【事業所管】 東京都 教育委員会
18-2 チャレンジ雇用の拡充 H20年度より事業開始 知的障害者・精神障害者を臨時職員として短期雇用。 H28年度より 都庁内に「東京チャレンジオフィス」を開設。 知的障害者・精神障害者を会計年度任用職員として雇用。 【期間】1年間 （福祉保健局分は2回まで更新可） 【人数】31人 この他、短期実習生の受入を実施する。	非常勤職員 福祉保健局25名（1年） 産業労働局 1名 （7カ月） （年度途中から雇用した者を含む。）	非常勤職員 福祉保健局23名（1年） 産業労働局 2名（1年） （年度途中から雇用した者を含む。）	非常勤職員 福祉保健局19名（1年） 産業労働局 2名（1年） （年度途中から雇用した者を含む。）	会計年度任用職員 福祉保健局29名（1年） 産業労働局 2名（1年） （年度途中から雇用した者を含む。）	【事業所管】 東京都
18-3 東京都教育委員会版チャレンジ雇用の拡充 知的・精神障害者を非常勤職員として雇用する。 【期間】1年以内（2回まで更新可能）	135名雇用 （年度途中から雇用した者を含む。）	117名雇用 （年度途中から雇用した者を含む。）	94名雇用 （年度途中から雇用した者を含む。）	120名雇用 （年度途中から雇用した者を含む。）	【事業所管】 東京都 教育委員会

視点 10 「働きたい」と「雇いたい」をマッチング

行動19

「キャリア形成シート(個別移行支援計画を含む)」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。

特別支援学校が策定する「個別移行支援計画」を、在学中の早い時期から、区市町村障害者就労支援センターや障害者就業・生活支援センター等の地域の就労支援機関と情報共有し、一人ひとりのニーズに応じた継続的支援を実施していきます。

また、地域の就労支援機関は、個別移行支援計画を引き継いで、マッチングの支援ツール（キャリア形成シート）を作成し、訓練利用、就職、離職、再就職の各ステージで、十分な情報を盛り込み、本人の主体性に配慮しつつ、企業等に引き継いでいきます。

そして、キャリアカウンセリングの実施のもと、本人の就労の目標や希望、キャリア形成上の課題が、就職や就労の継続に活かされるよう工夫していきます。

(就労支援機関、東京都教育委員会、東京都)

行動19を具体化する事業

事業名・事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度の取組と事業目標	担当
<p>19-1 個別移行支援計画の引継ぎ</p> <p>特別支援学校在学中の早い時期から、地域の就労支援機関と情報共有し、生徒一人一人のニーズに応じた継続的支援な進路指導、就労支援を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」講習会を開催し、公立学校の教員に作成の意義や活用の在り方等を周知するなどして、個別の教育支援計画の作成率の向上と支援の充実を図った。 全ての都立特別支援学校において、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を作成し、児童・生徒一人一人のニーズに応じ、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関との連携した支援を実施した。 全ての都立特別支援学校高等部設置校において、一人一人のニーズに応じた個別移行支援計画を作成し、区市町村障害者就労支援センター等との情報を共有し、実習先・就労先での職業指導や職場定着指導が円滑に進むよう支援を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」講習会を開催し、公立学校の教員に作成の意義や活用の在り方等を周知した。 全都立特別支援学校において、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を作成し、児童・生徒一人一人のニーズに応じて、家庭や医療、福祉等の関係機関が連携した支援を実施した。 全都立特別支援学校高等部設置校において、一人一人のニーズに応じた個別移行支援計画を作成し、区市町村障害者就労支援センター等との情報を共有し、実習先・就労先での職業指導や職場定着指導が円滑に進むよう支援を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」講習会を開催し、公立学校の教員に作成の意義や活用の在り方等を周知した。 全都立特別支援学校において、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を作成し、児童・生徒一人一人のニーズに応じて、家庭や医療、福祉等の関係機関が連携した支援を実施した。 全都立特別支援学校高等部設置校において、一人一人のニーズに応じた個別移行支援計画を作成し、区市町村障害者就労支援センター等との情報を共有し、実習先・就労先での職業指導や職場定着指導が円滑に進むよう支援を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 都立特別支援学校において、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別移行支援計画を活用し、進路指導主任を中心として組織的に区市町村障害者就労支援センターや他の福祉、医療、保健、労働等の機関との情報を共有する。 産業現場等での実習の成果を、個別移行支援計画に反映させ就労先での職場定着指導等の充実を図る。 	<p>【事業所管】 東京都 教育委員会</p> <p>【実施主体】 特別支援学校 就労支援機関</p>

行動20

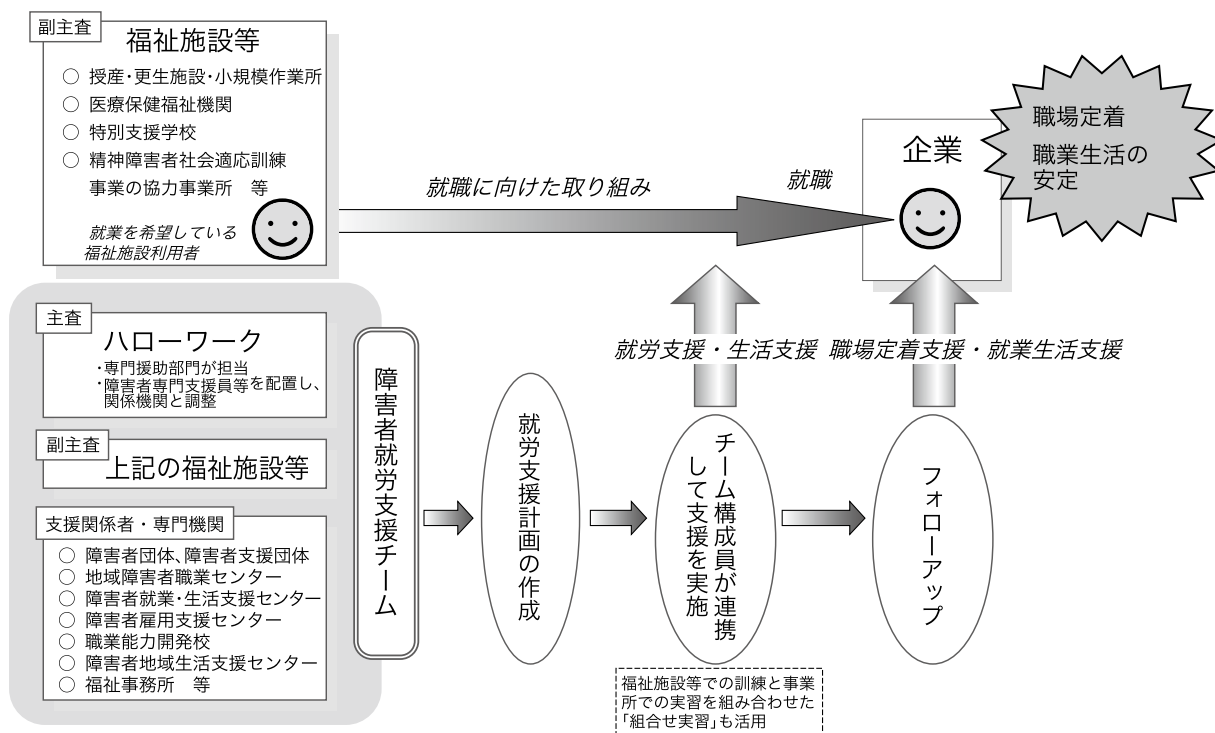
就労支援機関等と企業が顔の見える関係を構築します。

ハローワークと福祉施設が顔の見える連携を行い、障害者の情報、企業を共有し、障害者本人の希望や力量、適性に配慮したマッチングを行います。

就労支援機関が就労支援ネットワークを活用し、企業や福祉施設の見学会などの交流を実施するほか、区市町村障害者就労支援センターに配置された地域開拓促進コーディネーターが地域の企業へのアプローチを行うこと等により、企業と福祉施設が相互に理解を深めていきます。

ハローワークを中心とした「チーム支援」

～「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開～



(ハローワーク、福祉施設、就労支援機関)

行動20を具体化する事業

事業名・事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度の取組と事業目標	担当
<p>20-1 ハローワークを中心としたチーム支援の実施</p> <p>ハローワークが地域の福祉施設や支援機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職の準備段階から就職後の定着まで一貫した支援を行う。</p>	<p>地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図った。</p> <p>チーム支援就職件数 ：2,826件</p>	<p>地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図った。</p> <p>チーム支援就職件数 ：3,228件</p>	<p>地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図った。</p> <p>チーム支援就職件数 ：3,164件</p>	<p>地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図る。</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p> <p>【実施主体】 ハローワーク 就労支援機関</p>
<p>20-2 地域開拓促進コーディネーターの設置促進【再掲】</p> <p>「区市町村障害者就労支援事業」において同コーディネーターの設置を進め、就労希望者の積極的な掘り起しを行うとともに、企業側に対する障害者雇用へのアプローチを行い、福祉的就労から一般就労という環境整備を進める。</p> <p>【補助単価】 1所 1,929千円(年間)</p>	<p>44区市に設置</p>	<p>44区市に設置</p>	<p>44区市に設置</p>	<p>引き続き設置を促進する。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 区市町村 障害者就労 支援センター</p>